

入 札 公 告

条件付一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6及び四国中央市契約規則(平成 16 年四国中央市規則第 50 号)第2条の規定に基づき公告する。

令和7年7月 29 日

四国中央市長 大 西 賢 治

第1 入札に付する事項

- 1 工 事 名 **土居小学校放課後児童クラブ新築工事(電気設備工事)**
- 2 工 事 場 所 四国中央市土居町土居地内
- 3 工 事 概 要 土居小学校放課後児童クラブ新築工事における電気設備工事 一式
用途:児童福祉施設等(放課後児童クラブ)
構造・規模:木造 平屋建て 建築面積 193.89m² 延床面積 178.69m²
太陽光発電 7.05KW
- 4 工 事 期 間 契約日の翌日から令和8年3月3日まで
- 5 予 定 価 格 一金17, 644, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)
※上記の税抜き価格:一金16, 040, 000円
- 6 この工事は、最低制限価格対象工事とし、最低制限価格を設定する。

第2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

1	本市における建設工事入札参加資格要件	四国中央市建設工事請負業者の格付け及び選定基準に関する要綱(平成 21 年四国中央市告示第 126 号。以下「格付選定基準要綱」という。)第2条の規定により、「令和7・8年度建設工事等入札参加資格審査申請書」を提出し、本工事の公告の日の前日までに入札参加資格を有する者であること。
2	一般競争入札参加資格要件	地方自治法施行令第 167 条の4の規定に該当しない者であること。
3	指示及び営業の停止	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 28 条の規定により指示又は営業の停止を受けていない者であること。
4	本市入札参加資格停止措置	入札期間の初日から落札決定の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 16 年四国中央市告示第 35 号)又は四国中央市水道局建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成 19 年四国中央市告示第 120 号)に基づく入札参加資格停止期間中にない者であること。
5	会社更生法及び民事再生法	会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)であること。
6	事業所所在地	四国中央市内に本店を有する者であること。
7	建設業法の許可区分	法第3条第2項に規定する建設工事の種類のうち「電気工事業」の許可を受けていること。
8	本市における工事成績要件	入札期間の末日から起算した過去2年間に於いて、四国中央市工事検査規程(平成 16 年四国中央市告示第 33 号)第 13 条及び四国中央市水道局工事検査規程(平成 19 年四国中央市告示第 118 号)第 13 条に規定する工事完成検査済証(以下これらを「工事完成検査済証」という。)記載の工事成績で「60 点未満」の

		評価がなされていない者であること。
9	総合評定値及び完成工事高	法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(その審査基準日が入札参加資格の確認を申請する日前1年7月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下「直近の経営事項審査」という。)の結果通知書中、「電気」において総合評定値が500点以上、かつ、完成工事高の平均が2,000万円以上の者であること。
10	本市施工実績	過去において、四国中央市又は四国中央市水道局が行った一般競争入札又は指名競争入札により、「電気工事」の元請として受注し、及び施工した実績を有する者であること。
11	主任技術者の配置条件	法に定めるところにより、「電気工事業」の主任技術者となり得る資格を有する者を工事現場に配置することができること。

第3 契約条項を示す場所

契約条項は、四国中央市役所3階総務部契約検査課において閲覧に供する。

第4 設計図書の閲覧等に関する事項

設計図書の閲覧及び質疑応答については、次のとおりとする。

(1)	閲 覧	【電子閲覧】 <u>公告の日から令和7年9月2日(火)午後5時までの間</u> 、えひめ電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)に掲載する。
		【冊子閲覧】 <u>公告の日から令和7年9月2日(火)までの午前9時から午後5時までの間</u> (閉庁日を除く。)、総務部契約検査課において1部を閲覧に供する。
(2)	質 疑 応 答	設計図書に質問のある者は、 <u>令和7年8月8日(金)午後5時まで</u> (閉庁日を除く。)に、総務部契約検査課に持参又はファックス若しくは電子入札システムにより設計図書質疑応答書(様式4)を提出すること。なお、持参以外の方法で提出したときは、契約検査課まで送致の電話連絡を行うこと。
		質問に対する回答は、質問者へは作成後、随時ファックス等で通知するほか、 <u>令和7年8月21日(木)から同年9月2日(火)までの午前9時から午後5時までの間</u> (閉庁日を除く。)、総務部契約検査課において閲覧に供するとともに、電子入札システムに掲載する。

第5 入札参加資格審査方法等に関する事項

- 審査の方法は、四国中央市一般競争入札実施要綱(平成19年四国中央市告示第150号)第4条第2号に規定する「事後審査型」によるものとし、開札執行後に、予定価格の制限の範囲内において最低価格で入札した者から入札価格の低い順に入札参加資格の要件を満たす一の者が確認できるまで行うものとする。

なお、開札執行後の入札参加資格審査は、正当な理由なく辞退することができない。

- 入札参加資格審査申請に必要な書類の配布場所

入札参加資格審査申請に必要な書類は、四国中央市総務部契約検査課において配布する。また、四国中央市公式ホームページのトップページ>組織でさがす>契約検査課>建設工事・業務について(契約係)>【工事・業務】一般競争入札・公募型指名競争入札公告のページ

<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/soshiki/9/3049.html> からも様式等をダウンロードできる。

第6 現場説明 : 実施しない。

第7 入札及び開札方法に関する事項

- 入札及び開札方法は、次のとおりとする。

(1)	四国中央市電子入札実施要綱(平成 28 年四国中央市告示第 96 号)に定める電子入札とする。
(2)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)	入札執行回数は1回とする。
(4)	開札への立会いは、入札参加者の自由参加とするが、開始時刻に遅れたときは、立ち会うことができない。
(5)	本工事は、同時発注している「土居小学校放課後児童クラブ新築工事(建築・機械設備工事)」(以下「本体工事」という。)の関連工事であり、本体工事の入札が成立しない場合は、本工事の入札を中止する。
(6)	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に違反する行為を行ってはならない。

2 電子入札による入札方法

(1)	入 札 期 間	令和7年8月 29 日(金)午前9時から 令和7年9月2日(火)午後5時まで
(2)	提 出 方 法	上記期間中に電子入札システムにより提出すること。
(3)	提 出 書 類	ア 入札書 イ 工事費内訳書(様式3)

第8 開札執行の日時及び場所

(1)	日 時	令和7年9月3日(水)午前9時
(2)	場 所	四国中央市役所 3 階入札室

第9 事後審査の方法

開札終了後、速やかに落札候補者に対して下記書類の提出依頼を行う。

1	事後審査書類提出期間	電子入札システム事後審査書類提出依頼の日から 令和7年9月4日(木)正午まで	
2	提出方法	上記期間中に電子入札システムにより提出すること。	
3	事後審査時提出書類	(1)	入札参加資格審査申請書(様式1)
		(2)	建設業許可通知書の写し
		(3)	経営事項審査結果総合評価値通知書の写し(直近のもの) ※審査基準日が入札の日前1年7月以内のもののうち、直近のものに限る。
		(4)	現場代理人、主任技術者配置予定表(様式2)
		(5)	配置を予定している主任技術者の建築工事に係る資格を証するものの写し
		(6)	配置を予定している現場代理人、主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係があることが確認できる資料(健康保険被保険者証(事業所名が記載されているもの)、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額通知書、監理技術者資格者証その他のこれらに準ずる資料のうちいずれか一つ)の写し
		(7)	建設業の許可申請に当たり、国土交通大臣又は都道府県知事へ提出した建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第八号(第三条関係)又は同規則様式第一号(第二条関係)別紙四の写し

第 10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

1	入札保証金は、免除する。
2	契約保証金
(1)	契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を受けた者は、契約金額の 100 分の 30 以上を納付するものとする。
(2)	金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
(3)	履行保証保険契約の締結を行い、又は公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。

第 11 契約書作成の要否 要

契約は、落札決定後3日以内(閉庁日を除く。)に締結する予定であるので、契約保証等について事前に準備をしておくこと。

第 12 最低制限価格制度に関する事項

本工事は、四国中央市契約規則第 22 条の3の規定に基づく最低制限価格制度の対象工事であるため、最低制限価格を下回った入札があった場合は、失格とする。なお、詳細については、別紙1「土居小学校放課後児童クラブ新築工事(電気設備工事) 最低制限価格の算定方法について」により取り扱うものとする。

第 13 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1)	第2で定める入札参加資格を有しない者が行った入札及び入札参加資格申請に必要な書類について虚偽の記載をした者が行った入札
(2)	その他入札に関する条件に違反した入札

第 14 契約の成立要件に関する事項

(1)	落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が第2で定める要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。
(2)	本体工事の契約が成立しない場合は、本工事の請負契約は締結しないものとする。
(3)	落札者の決定後、請負契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格停止措置を受けた場合には、当該落札者の落札決定を取り消すものとする。

第 15 請負代金の支払方法に関する事項

前金払(請負金額の4割以内)及び中間前金払(請負金額の2割以内)の適用あり。

第 16 その他

1 この公告に定めのない事項については、四国中央市契約規則、四国中央市電子入札実施要綱、四国中央市建設工事等入札者心得(平成 23 年四国中央市告示第 39 号)及び四国中央市一般競争入札実施要綱に定めるところによる。

2 この入札に係る問合せ先

〒799-0497

四国中央市三島宮川4丁目6番 55 号

四国中央市役所 総務部契約検査課 契約係

電話番号 0896-28-6008

FAX 番号 0896-28-6173

e-mail nyusatsushitsugi@city.shikokuchuo.ehime.jp